

情報提供企業の募集

防衛省では、「次期Xバンド衛星通信整備事業に関する基本的な考え方」（平成23年8月）ほか関連文書に基づき、次期Xバンド衛星通信システムの整備を進めています。今般、スーパーバードC2号機のXバンド衛星通信としての後継機能の整備に向けた調達を計画しており、下記の要領で情報提供企業を募集しますので、ご協力をお願いいたします。

平成27年5月8日

防衛省Xバンド衛星通信整備事業推進グループ

記

1 募集の目的

本募集は、スーパーバードC2号機のXバンド衛星通信としての後継機能の整備（以下「本事業」という。）をPFI方式又は役務契約で実施する場合の各業務に係るコストについて、本事業に関連する実績・知見・能力を有する民間事業者から参考見積（以下「情報書」という。）を徴集することにより、本事業を確実かつ円滑に進めることを目的とする。

2 情報提供を希望する企業の要件

次の（1）又は（2）のいずれか又は両方において、情報提供が可能な企業。

（1）PFI方式の場合

情報提供企業は、次のアからウの要件をすべて満足する企業に限定する。

ア 次の（ア）から（エ）のいずれかの業務を主体的に実施する能力がある企業

（ア）本事業衛星の調達に関する業務

本事業で運用する中継器等及びそれを搭載する衛星バスを調達し、本事業衛星を打上げた後、初期性能確認試験を実施し、国が指定する静止軌道位置で安定させ、所要の通信機能が発揮されることを確認する。

（イ）地上施設の整備に関する業務

本事業衛星のバス管制及び中継器等管制を行うために必要な関連設備を整備するとともに、それらの運用に必要な規模の施設を、防衛省敷地内に新築又は既存局舎を増改築することにより整備する。ただし、バス管制局については、防衛省敷地外に設置することもできる。

また、使用可能な周波数帯域の中で、一元的に通信回線を割り当てる統合的な管理システム（以下「統合衛星NMS」という。）及び異なる方式の通信器材を装備する移動局間において2ホップ通信できる機器（以下「統合通信インタフェース装置」という。）を整備する。

（ウ）本事業衛星の運用に関する業務

本事業衛星のバス管制及び中継器等管制を行う。

（エ）地上施設の維持管理に関する業務

地上施設の維持管理を行うとともに、必要に応じて地上施設の更新を行う。

イ 過去5年間に通信衛星若しくは衛星搭載中の中継器の製造又は運用の実績がある企業

ウ 防衛省が取扱い上の注意を要する文書等の開示について適当であると認める企業

（2）役務契約の場合

情報提供企業は、次のア及びイの要件をすべて満足する企業に限定する。

ア 過去5年間に通信衛星若しくは衛星搭載中の中継器の製造又は運用の実績がある企業

イ 防衛省が取扱い上の注意を要する文書等の開示について適当であると認める企業

3 情報提供に係る意思の確認

情報提供を希望される企業は、平成27年5月22日（金）17時までに情報提供意思表明書（別添1）を8項の担当窓口に提出すること。また、併せて2項の要件を確認できる書類を添付すること。

4 提示書類

2項の要件を確認した企業（以下「情報提供企業」という。）に対して、本事業に関する参考見積りの前提条件等を含む情報要求書（RFI：Request For Information）及び補足情報を提示する。また、細部情報を示した補足情報を平成27年6月下旬に提示する。

なお、情報要求書には取扱い上の注意を要する文書等が含まれるため、提示を受けるにあたり、別添2に示す情報の保全に関する誓約書を提出すること。

5 情報書の提出期限

(1) 情報要求書及び補足情報（その1）の条件による情報書

平成27年6月19日（金）17時

(2) 情報要求書、補足情報（その1）及び補足情報（その2）の条件による情報書

平成27年7月10日（金）17時

6 情報書の取扱い

情報提供企業から提出された情報書は原則、非公表とする。ただし、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づく開示請求等があった場合、情報提供企業と協議のうえ、情報提供企業の利益が著しく阻害されると認められる内容以外の内容は開示する場合がある。

7 その他

本募集への協力の有無は、本事業の民間事業者を選定する際の審査に影響するものではなく、また提出された情報書は、民間事業者を選定するために提出を求める事業提案書の内容及び入札価格を何ら拘束するものではない。

8 担当窓口

防衛省 Xバンド衛星通信事業推進グループ

住所 〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話 03-3268-3111（代表）内線 20994、20997

防衛省 Xバンド衛星通信整備事業推進グループ 御中

情報提供意思表明書

所在地
企業名
代表者氏名

⑩

スーパーバードC2号機のXバンド衛星通信の後継機能の整備事業に係る情報提供を希望します。

企 業 名	
所 在 地	
担 当 者 氏 名	
所 属 部 署	
電 話 番 号	
F A X	
メールアドレス	
本事業で想定される 貴社の関与形態 (業務内容※2)	

- ※1 社印及び代表者印を押印のこと。
- ※2 「情報提供企業の募集」2項に示す項目の業務を記載すること。
- ※3 「情報提供企業の募集」2項の要件を確認できる資料を添付すること。

防衛省 Xバンド衛星通信整備事業推進グループ 御中

情報の保全に関する誓約書

【情報提供企業名】(以下「当社」という。)は、情報提供企業の募集(平成27年5月8日 防衛省 Xバンド衛星通信整備事業推進グループ)に基づき貴省から提示を受ける情報要求書により当社に対して開示される取り扱い上の注意を要する文書等の取り扱いについて、次のとおり誓約します。

- 1 情報の漏洩等の事実があった場合は当社が一切の責任を負います。
- 2 情報書の提出期限までに配布文書すべてを防衛省 Xバンド衛星通信整備事業推進グループに返却します。
- 3 当社は当社の従業員の故意又は過失により情報要求書が漏洩したときであっても、取り扱い上の責任を免れません。
- 4 当社は情報要求書を当社の従業員で情報書の作成作業(以下「本作業」という。)に関係のある者のみに供覧します。
- 5 当社は本作業に関係のある者に対しても、本作業に必要な限度をこえて情報要求書を供覧し、又は漏洩しません。
- 6 情報要求書の電子計算機情報への加工は行いません。また、原則として、情報要求書の複製を行いません。本作業上、真にやむを得ない場合に複製したときは、当社の責任において確実に管理し、原本の返却時に管理記録と共に防衛省 Xバンド衛星通信整備事業推進グループに提出します。
- 7 当社は本作業に関係のない者をみだりに作業場所等の施設に立ち入らせ、又は近づかせません。
- 8 本作業に関係のある者に対しても、作業に必要な限度をこえて前項の施設に立ち入らせません。
- 9 本作業により情報要求書の内容を知り得た取扱者が離職した後も、知り得た情報は本誓約書各項の規定と同様の管理体制により扱います。
- 10 防衛省が必要があると認めた時は、情報要求書の保全の状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。
- 11 当社は情報の漏洩、紛失、破壊等が発生し、またそれらの疑い若しくは恐れがあったときは、適切な措置をとるとともに、その詳細を速やかに防衛省へ報告します。

平成 年 月 日

所在地
企業名
代表者氏名

印